

報 告 事 項

令 和 6 年 3 月 定 例 会

令和6年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
1	岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
2	岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	9
3	岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	13
4	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	17
5	損害賠償の額を定める専決処分について	21
6	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	25
7	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱一丁目地内）	29
8	訴えの提起に関する専決処分について	33
9	岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分について	37

令和 6 年報告第 1 号

岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月8日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年岡崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年報告第 2 号

岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市指定通所支援の事業等の
人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の
専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月7日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市こども発達センター条例及び岡崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市こども発達センター条例の一部改正）

第1条 岡崎市こども発達センター条例（平成27年岡崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「同条第6項」を「同条第5項」に改め、同項第2号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

（岡崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条第1項中「、医療型児童発達支援」を削る。

第6条中「指定障がい児通所支援事業者等」を「指定障がい児通所支援事業者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年報告第 3 号

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市 長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月9日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の表第139条の2第2項（第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）の項中「第139条の2第2項」を「第139条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年報告第 4 号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年1月16日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年8月3日午前8時50分頃

(2) 場所

岡崎市稲熊町字5丁目地内の県道東大見岡崎線

(3) 内容

ごみ収集車が路地に進入するため右へ膨らみながら左折進行した際、ごみ収集車の左側を通過しようとして後方から走行してきた相手方自動車と接触し、当該自動車の右側ドアパネル、ドアガラス等を損傷させた。

2 損害賠償額

510,000円

3 和解条項

(1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金564,113円の、相手方に金850,000円の損害が生じたことを相互に確認する。

(2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市60パーセント、相手方40パーセントであることを相互に確認する。

(3) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する損害賠償額として、岡崎市は、相手方に対し、金510,000円の、相手方は、岡崎市に対し、金225,645円の各支払義務があることを相互に確認する。

(4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

(5) 相手方は、岡崎市に対し、(3)の金員を、岡崎市が発行する納付書記載の納期限までに、岡崎市の指定する方法により支払う。支払に要する費用は、相手方の負担とする。

- (6) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和 6 年報告第 5 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月7日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年12月8日午前10時30分頃

(2) 場所

岡崎市中町八丁目地内の民家

(3) 内容

空き缶、空き瓶等を収集中のごみ収集車の側面あたりフェンスが、相手方が民家の外壁に設置した電気メーターの計器ボックスに接触し、損壊させた。

2 損害賠償額

3,700円

令和 6 年報告第 6 号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月14日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年1月23日午後2時45分頃

(2) 場所

岡崎市上六名四丁目地内の相手方敷地内

(3) 内容

さわやか収集の実施に当たり、相手方により自宅前に排出されたごみ袋を収集した際、ごみ袋と一緒に置かれていた相手方宛の宅配物を誤って収集し、処分した。

2 損害賠償額

368円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償額として、金368円の支払義務があることを認める。
- (2) 岡崎市は、相手方に対し、(1)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (3) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 岡崎市職員と相手方は、本件事故に関し、岡崎市職員と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和 6 年報告第 7 号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年2月6日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年9月30日議決「工事請負の契約の変更について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱一丁目地内）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「773,736,700円」を「775,430,700円」に改める。

令和 6 年報告第 8 号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月9日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方、明渡しを求める市営住宅等及び家賃等の滞納額

相手方	市営住宅等	家賃等の滞納額
個人	若松荘 市営住宅1室 駐車区画1区画	560,716円 (令和6年1月18日現在)
個人	和志山荘 市営住宅1室 駐車区画1区画	951,391円 (令和6年1月18日現在)
個人	山中荘 市営住宅1室 駐車区画1区画	849,966円 (令和6年1月18日現在)

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額及びその延滞金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、家賃等を滞納しており、再三にわたる指導にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号

並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規定する市営住宅等の明渡事由に該当する。

よって、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額、その延滞金及び明渡請求後の損害金の支払を求めるため訴えを提起する。

令和 6 年報告第 9 号

岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年1月31日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岡崎市水道事業給水条例（昭和34年岡崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

